

障害福祉サービス事業所と障害者支援施設の評価について

1. 評価の単位について

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設では、複数のサービスを一体的に実施しているため、実施しているサービスの単位ではなく、事業所の単位での評価を行うこととします。

例えば、生活介護と就労移行支援を一体的に実施している事業所は、生活介護と就労移行支援を合わせて1つの評価を実施することになります。つまり、この場合、生活介護、または、就労移行支援を別々に実施することはできません。

2. 評価項目の考え方

障害福祉サービス事業所と障害者支援施設の場合、事業所は複数のサービスを組み合わせでサービスを実施していることから、評価項目は、どのサービスの組合せであっても必ず評価する共通の項目と、各々のサービスの特徴的な内容について、サービス毎に評価する独自の項目の2つに分かれています。

実際の評価にあたっては、この共通の項目を独自の項目の組合せにより構成された評価項目を用いて評価を実施します。

3. 評価基準の構成

①全サービス共通部分（評価対象：Ⅰ，Ⅱ）

- Ⅰ 社会福祉施設の運営管理
- Ⅱ 地域等との関係

②障害福祉サービス共通の項目（評価対象：Ⅲ～Ⅶ）

※障害分野のサービスのどの組み合わせであっても、必ず評価する共通の項目

③障害福祉サービス毎の独自の項目（評価対象：Ⅷ）

※各々のサービスの特徴的な部分について、サービス毎に評価する独自の部分

- Ⅷ－1 生活介護
- Ⅷ－2 自立訓練（機能訓練）
- Ⅷ－3 自立訓練（生活訓練）
- Ⅷ－4 就労移行支援
- Ⅷ－5 就労継続支援A型・B型
- Ⅷ－6 施設入所支援